

愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領運用

愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領（以下「試行要領」という。）の取扱については、この運用の定めるところによる。

第1 一般的事項

- 1 簡易型総合評価落札方式（以下「簡易型方式」という。）競争入札及び特別簡易型総合評価落札方式（以下「特別簡易型方式」という。）競争入札の実施にあたっては、試行要領及び本運用に定める事項のほか「愛知県農業水産局及び農林基盤局一般競争入札実施要領」の手続きによるものとする。
- 2 技術的要件及び落札者決定基準については、公告において明記するものとする。
- 3 評価は、技術提案等評価結果（別表9）により行う。
- 4 事務処理についてはフローチャート（別紙6、7、8、9）に記載された日程を標準とする。

第2 入札参加資格要件

簡易型方式競争入札及び特別簡易型方式競争入札の場合の入札参加資格要件に、以下の項目を加える。

- 1 前年度までの過去2年度に、愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した当該工事と同じ入札参加業種の工事の実績がある場合は、当該業種工事成績評定点の平均点が60点以上あること。
経常JV及び特定JVについては、別紙4、5のとおり。

第3 愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価審査委員会への意見聴取

学識経験を有する者の意見聴取にあたって契約の内容や目的に応じ効率的に意見聴取を行うものとし、原則として愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において聴取するものとする。

ただし、委員会が既に意見した評価基準を用いる場合には、その部分については事務局で確認することができる。

第4 型式及び種別の選定

型式及び種別の選定は、別紙1（総合評価落札方式の適用及び型式選定基準）に基づき行うものとする。

第5 評価項目

- 1 簡易型方式競争入札で加算点を算出するために必要な評価項目は、①技術提案、②企業の技術力、③配置予定技術者の能力、④地域精通度地域貢献度とし、特別簡易型方式競争入札では②③④のみを評価項目とする。
評価項目の詳細は別表適用表に基づき別表1-1、1-2、2、3、4及び5とし、本庁

事業課又は事務所（以下「事業課等」という。）で適用する型式を決定する。

- 2 簡易型方式競争入札の技術提案の内容は、品質管理、施工管理、安全対策、振動・騒音、濁水・水質、生態系、工期の遵守等とし、課題数は一つとする。

第6 評価方法

事業課等は、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を審査して評価案を作成する。評価案は別表9でまとめる。

各項目の評価方法については以下のとおりとする。

1 「技術提案」の評価方法

簡易型方式競争入札の技術提案の評価方法は、原則次のとおりとするが、これによりがたい場合は、他の評価方法とすることができる。

- (1) 設定した1つの課題に対し企業に提案を求める項目を三つ以内で設定し、項目ごとに3提案までできるものとする。
- (2) 各提案の内容を以下により評価し、評価点を決定する。

評価	内 容	評価点
優	・「良」評価の中でより優れた効果工夫がみられるもの。	3点
良	・標準案より優れた効果工夫がみられ、具体的で確認ができるもの。	1点
可	・標準案と同等のもの。 ・標準案より優れた効果工夫がみられ、内容も適切と考えられるが、具体性に欠け、確認が困難なもの。	0点
不採用	・課題に対して適切な提案となっていないもの等。	0点

- (3) 加算点は各提案の評価点の合計とし、項目ごとにとりまとめることとする。
- (4) 項目ごとの加算点の上限は3点とする。
- (5) 項目をまたがる類似提案については各項目あわせて最大4点とし、評価点が最も有利な配点（優（3点）若しくは良（1点））とする。
- (6) 「良」以上と評価した技術提案は、「特に定めた契約条件」に該当する技術提案として技術提案特記仕様書に記載する。

2 「企業の技術力」の評価方法

(1) 企業評価対象工事の施工実績

- ① 過去10年間の企業評価対象工事施工実績数を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去10年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。
- ② 企業評価対象工事は、発注工事と同規模以上とすることを原則とするが、実績数が少ない工事は実績数を勘案した規模とし、入札参加資格要件である施工実績とは別に設定する。

③ 一般土木工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、機械設備工事、造園工事及び解体工事（以下「土木工事等」という。）においては、国、愛知県、他の地方公共団体（特殊法人等※含む。）が発注した工事実績を対象とし、民間工事実績は対象外とする。

※特殊法人等とは、公共工事入札・契約適正化法第2条に規定されている「特殊法人等」及び県が設立している土地開発公社、道路公社、住宅供給公社等が該当し、土地改良区は該当しない。（別紙3参照）

④ 入札に参加する営業所（営業所には主たる営業所を含む。以下同じ。）の施工実績だけでなく、愛知県内にある他の営業所が行った実績は、県外で行ったものを含めて全て認める。県外の営業所が行った実績は、今回の入札参加者が当該営業所であった場合にのみ評価する。

⑤ 元請けとして完成・引き渡し完了した施工実績を認める。

(2) 工事成績

① 過去5年間の愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した工事の工事成績を評価する。

② 発注工事と同じ入札参加業種の成績のみを用いる。

③ 前年度までの過去5年間に契約者に通知した工事成績評定点のうち、各年度の最上位成績を平均して使用する。

④ 各年度最上位成績の平均点の算出にあたり、受注実績の無い年度の工事成績を以下の点数とする。

別表1-1, 1-2, 2適用工事	80点
別表3, 4適用工事	80点
別表5適用工事	80点

⑤ 年度当初に配布するデータベース及び工事ごとに通知する「工事等成績評定の結果（通知）」で確認する。

⑥ ②において「発注工事と同じ入札参加業種の成績のみを用いる。」としているが、解体工事については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正(H28.6.1施行)の経過措置期間(R1.5末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」の工事成績も対象とする。

(3) 優良工事表彰

① 過去5年間の優良工事表彰実績を評価する。（表彰状等の日付で判断する。）なお、評価対象期間については、前年度までの過去5年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。

② 愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事の優良工事表彰実績を評価する。ただし、工事目的物の品質に係る表彰に限る。

③ 愛知県知事（農業水産局及び農林基盤局発注工事を除き、企業庁長を含む。）表彰又は国の局長表彰以上の優良工事表彰実績を評価する。ただし、工事目的物の品質に係る表彰に限る。

④ 愛知県内にある営業所が授与された実績は、愛知県外で実施したものを含めて全て

認める。

愛知県外の営業所が授与された実績は、今回の入札参加者が当該営業所であった場合のみ評価する。

- ⑤ 優良工事表彰実績は2件までを評価の対象とする。
- (4) 中長期的な担い手の確保（別表1-1及び1-2、3適用工事）
 - ① 過去2年間に、採用時の年齢が30歳未満の若手技術者を正規社員として雇用した実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去2年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。
 - ② 該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めない。また落札者決定時点で、雇用が継続していることが必要である。
 - ③ 若手技術者の雇用実績は別表1-1及び3適用工事における地域精通度地域貢献度の雇用実績においても重複加点できるものとする（同一人物も認める）。
 - ④ 技術者の定義として建設業法第7条第二号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国交省令で定める学科)又は建設業法施行令第36条第1項第四号、第37条第1項第二号、同条第2項第一号ロ及び同項第二号ロの規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者とする。
 - ⑤ 建設業法施行規則第1条に定める学科、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学科は当該工事と同業種に限定しない。

対象技術検定試験一覧表

建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体
1級土木施工管理技術検定試験	(一財) 全国建設研修センター
2級土木施工管理技術検定試験	
1級管工事施工管理技術検定試験	
2級管工事施工管理技術検定試験	
1級電気通信工事施工管理技術検定試験	
2級電気通信工事施工管理技術検定試験	
1級造園施工管理技術検定試験	
2級造園施工管理技術検定試験	
1級建設機械施工管理技術検定試験	(一社) 日本建設機械施工協会
2級建設機械施工管理技術検定試験	
1級建築施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金
2級建築施工管理技術検定試験	
1級電気工事施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金
2級電気工事施工管理技術検定試験	

※各団体のホームページに掲載されている指定学科・専修学校等一覧表または受験の手引きにより学校・学科を確認

- (5) 国家資格等の取得者（別表1-1及び1-2、3適用工事）

- ① 正規社員における国家資格等の取得実績を評価する。
- ② 建設業法施行規則第7条の3第2号の表の下欄に掲げる者（実務経験のみによるものを除く。）のうち、指定した資格等を対象とする。なお、国家資格等の取得後に実務経験を求めるものについては、実務経験を問わないものとする。
- ③ 対象が当該工事と同業種である必要はない。
- ④ 入社後に取得したもので、落札者決定時点で雇用が継続していることが必要である。
- ⑤ 対象期間は前年度までの過去5年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。
- ⑥ 国家資格等の種類に応じて合格証明書、免許証等の交付等の日付が対象期間内のものを認める。
- ⑦ 国家資格等の取得実績は別表1－2適用工事における配置技術者の資格保有においても重複加点できるものとする（同一人物も認める）。

国家資格等一覧（建設業法施行規則第7条の3第2号関係）

農業水産局及び農林基盤局 総合評価対象分

資格区分	証明書等	資格等の種類		
建設業法「技術検定」	合格証明書	1級建設機械施工管理技士		
		2級建設機械施工管理技士（第一種～第六種）		
		1級土木施工管理技士		
		2級土木施工管理技士	種別	土 木 薬 液 注 入
		1級建築施工管理技士		
		2級建築施工管理技士	種別	建 築 軀 体
		1級電気工事施工管理技士		
		2級電気工事施工管理技士		
		1級電気通信工事施工管理技士		
		2級電気通信工事施工管理技士		
		1級造園施工管理技士		
		2級造園施工管理技士		
建築士法「建築士試験」	免許証	一級建築士		
		二級建築士		
		木造建築士		
技術士法「技術士試験」	登録証	建設、総合技術監理（建設）		
		建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）		
		農業「農業農村工学」、総合技術監理（農業「農業農村工学」）		

		電気電子、総合技術監理（電気電子）
		機械、総合技術監理（機械）
		機械「熱・動力エネルギー機器」又は「熱工学」、総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「熱工学」）
		機械「流体機器」又は「流体力学」、総合技術監理（機械「流体機器」又は「流体力学」）
		水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」）
		森林「林業・林産」又は「林業」、総合技術監理（森林「林業・林産」又は「林業」）
		森林「森林土木」、総合技術監理（森林「森林土木」）
電気工事士法「電気工事士試験」	免状	第1種電気工事士 第2種電気工事士
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免状	電気主任技術者（第1種～第3種）
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験等」	資格者証	電気通信主任技術者
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	とび、型枠施工、コンクリート圧送施工（いずれも1及び2級）
		ウェルポイント施工（1及び2級）
		鉄工「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」（いずれも1及び2級）
		造園（1及び2級）
その他		地すべり防止工事士
		建築設備士
		計装士
		基礎施工士
		解体工事施工技士

(6) ICT活用工事の取組実績（別表1-1及び1-2、2の一部建設業）

- ① 愛知県農業水産局又は農林基盤局発注工事を対象とする。
- ② 発注工事と同じ入札参加業種のICT活用工事取組証のみ評価する。
- ③ 評価対象とする取組証は、当該工事の技術資料を提出する日の前日までに発行されたものであって、かつ、取組証に記載された完了年月日が過去1年間のものとする。

(7) ISO9000シリーズの取得

- ① 対象は、ISO9001の認証を受けている企業を評価する。

- ② 今回の入札に参加する営業所が認証されていること。

3 「配置予定技術者の能力」の評価方法

(1) 技術者評価対象工事の施工実績（別表1-1、2、3、4及び5適用工事）

- ① 過去10年間の技術者評価対象工事施工実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去10年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。
- ② 技術者評価対象工事は発注工事と同規模以上を原則とするが、実績が少ない工事は実績数を勘案した規模で設定する。
- ③ 土木工事等においては、国、愛知県、他の地方公共団体（特殊法人等含む。）が発注した工事实績を対象とし、民間工事实績は対象外とする。
- ④ 元請けとして完成・引き渡しが完了した施工実績を認める。
- ⑤ 企業評価対象工事の工事实績と同じである必要はない。
- ⑥ 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）又は現場代理人としての実績を評価する。ただし、工事の途中で交代している場合は、工期の半分以上かつ完了時に従事した者の実績とする。また、工場製作を含む工事の場合、現場作業期間の半分以上かつ完了時に従事した者の実績とする。
- ⑦ 監理技術者補佐としての実績は、専任で従事した工事の施工実績に限るものとする。
- ⑧ 配置予定技術者が、現在の企業以外で担当した施工実績も認める。

(2) 工事成績（別表1-1、2、3、4及び5適用工事）

- ① 過去5年間の愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した工事のうち、配置予定技術者が担当した工事の工事成績を評価する。
- ② 発注工事と同じ入札参加業種の成績のみを用いる。
- ③ 前年度までの過去5年間に契約者に通知した工事成績評定点のうち、各年度の最上位成績を平均して使用する。
- ④ 各年度最上位成績の平均点の算出は、実績のある年度のみで計算（単純平均）する。
- ⑤ 配置予定技術者が、監理技術者等又は現場代理人として従事した工事の成績評定点を評価の対象とする。ただし、工事の途中で交代している場合は、工期の半分以上かつ完了時に従事した者の実績とする。また、工場製作を含む工事の場合、現場作業期間の半分以上かつ完了時に従事した者の実績とする。
- ⑥ 監理技術者補佐としての成績は、専任で従事した工事の成績に限るものとする。
- ⑦ 配置予定技術者が、現在の企業以外で担当した工事成績も含める。
- ⑧ 過去5年間に愛知県（農業水産局及び農林基盤局を除く）が発注した同業種の工事成績評価点のうち、最上位成績を評価する。
- ⑨ 愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事と愛知県（農業水産局及び農林基盤局を除く）が発注した同業種工事との工事成績の合計加算点は5点を上限とする。（別表1-1、2及び5適用工事）
- ⑩ 愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事と愛知県（農業水産局及び農林基盤局を

除く)が発注した同業種工事との工事成績の合計加算点は2点を上限とする。(別表3及び4適用工事)

⑪ ②において、「発注工事と同じ入札参加業種の成績のみを用いる。」としているが、解体工事については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正(H28.6.1施行)の経過措置期間(R1.5末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」の工事成績も対象とする。

(3) CPD実績(別表1-1、1-2、2、3、4及び5適用工事)

① 過去2年間における建設系CPD協議会加盟団体のCPD実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去2年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。(別表1-1、1-2、2及び5適用工事)

過去1年間の建築CPD情報提供制度(運営:建築CPD運営会議)によるCPD実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去1年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。(別表3及び4適用工事)

② 別表1-1及び1-2適用工事については、評価対象期間内で、任意に定める2年間(24ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者又は任意に定める2年間(24ヶ月間)に1年間の推奨単位の半分を取得した者を評価する。

③ 別表2及び5適用工事については、評価対象期間内で、任意に定める1年間(12ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者又は任意に定める2年間(24ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者を評価する。

④ 別表3及び4適用工事については、評価対象期間内で、任意に定める1年間(12ヶ月間)に1年間の推奨単位を取得した者又は任意に定める1年間(12ヶ月間)に1年間の推奨単位の半分を取得した者を評価する。

⑤ 建設系CPDの証明書は建設系CPD協議会加盟団体のうちから1団体のみ認める。証明書発行団体以外の団体の取得単位はCPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めることとする。なお、加盟団体の内容及び推奨単位については、建設系CPD協議会のweb等で確認する。

〈参考〉建設系CPD協議会の推奨基準例

R3.1.1

建設系CPD協議会	単 位	1年間の推奨基準	備 考
(公社)農業農村工学会	CPD単位	50	
(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	CPD時間	20	
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20	
(公社)土木学会	CPD単位	50	
(公社)日本技術士会	CPD時間	50	

⑥ 建築CPD情報提供制度の推奨基準例

R3.1.1

建築CPD情報提供制度運営	単 位	1年間の 推奨基準	備 考
建築CPD運営会議	認定時間	1 2	

(4) 資格の保有 (別表1-2)

- ① 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を保有していることを評価する。

(5) 現場代理人又は主任(監理)技術者の年齢及び女性の活用 (別表1-2)

- ① 現場代理人又は主任(監理)技術者の年齢及び女性の活用を評価する。
 ② 現場代理人又は主任(監理)技術者の年齢は当該工事の技術資料を提出する日をもって判定する。

(6) 評価の留意点

- ① (1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の実績は同一人物のものとする。
 ② 入札参加申し込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする技術者のうち、加算点の合計が最も低い候補者の点数を使用すること。また、加算点が過大となった場合の減点は、(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の合計に対して適用する。
 ③ やむを得ない理由により工期の途中で技術者が交代できると認められた場合は、交代前後における主任(監理)技術者の技術力が同等以上に確保される者を配置するよう努めること。

4 「地域精通度地域貢献度」の評価方法

(1) 地域内での拠点の有無 (別表1-1、1-2及び3適用工事)

- ① 建設業の許可を登録している営業所が工事場所の地域内にあることを評価する。ただし、その営業所で発注工事と同じ入札参加業種が認められているものに限る。
 ② 地域内での拠点設定は別紙10を標準とする。
 ③ 工事場所が複数の事務所管内や市町村に跨るときは、双方の地域を等しく評価する。また、工事場所が事務所管外にある場合、原則、発注事務所管内と工事場所のある事務所管内又は地域を等しく評価する。

(2) 主たる営業所所在地 (別表2、4及び5適用工事)

- ① 主たる営業所が工事場所の地域内又は愛知県内にあることを評価する。
 ② 主たる営業所所在地設定は別紙10を標準とする。
 ③ 工事場所が複数の事務所管内に跨るときは、双方の地域を等しく評価する。また、工事場所が事務所管外にある場合、原則、発注事務所管内と工事場所のある事務所管内又は地域を等しく評価する。

(3) 地域内又は愛知県内での公共工事施工実績 (別表1-1、1-2、2及び5適用工事)

- ① 工事場所の地域内又は愛知県内での公共工事の施工実績を評価する。
 ② 施工実績は、発注工事と同じ入札参加業種のものとする。

- ③ 別表1-1及び1-2適用工事については、過去5年間の施工実績、別表2及び5適用工事については、過去10年間の施工実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去5年間又は10年間、及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。
 - ④ 元請けとして完成・引き渡しが完了した施工実績を認める。
 - ⑤ 工事場所が複数の事務所管内や市町村に跨るときは、双方の地域を等しく評価する。また、工事場所が事務所管外にある場合、原則、発注事務所管内と工事場所のある事務所管内又は地域を等しく評価する。
 - ⑥ ②において、「施工実績は、発注工事と同じ入札参加業種のものとする。」としているが、解体工事については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正の経過措置期間(R1.5末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」の実績も対象とする。
- (4) 地域内又は愛知県内での企業評価対象工事の施工実績（別表3及び4適用工事）
- ① 工事場所の地域内又は愛知県内での施工実績を評価する。
 - ② 評価対象期間及び施工実績は、「企業評価対象工事の施工実績」と同様とする。
 - ③ 過去10年間の施工実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去10年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。
 - ④ 元請けとして完成・引き渡しが完了した施工実績を認める。
 - ⑤ 工事場所が複数の事務所管内や市町村に跨るときは、双方の地域を等しく評価する。また、工事場所が事務所管外にある場合、原則、発注事務所管内と工事場所のある事務所管内又は地域を等しく評価する。
- (5) 防疫・防災等に関する協定等締結及び活動実績（別表1-1、1-2及び2適用工事）
- ① 愛知県と家畜伝染病に係る防疫に関する協定締結及び活動実績
 - ア 技術資料提出時の防疫に関する協定の締結状況及び過去5年間の防疫協定に基づく活動実績を評価する。なお、防疫に関する協定については技術資料提出時点で締結した協定の期間内であること。また、活動実績の評価対象期間については、前年度までの過去5年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。
 - イ 協定の締結状況及び活動実績は、個別に加算するものとする。
 - ウ 協定締結状況は、下記の項目を全て満足しているものを評価する。
 - (ア) 愛知県と協定を締結している団体に加入していること。
 - (イ) 当該団体は、発生時の応援等に係わる連絡体制が確立していること。
 - (ウ) 当該団体から「その協定に係る企業である旨」の証明があること。
 - (エ) 愛知県が開催する防疫研修へ前年度までの過去3年間及び当該工事の技術資料を提出する前日までに参加した企業であること。
 - エ 埋却作業等の活動実績は、協定に基づき愛知県と契約等を行い元請けとして作業を行った企業を評価する。ただし、元請けの場合でもオペレーター等の労務提供、消毒作業及び埋却候補地試掘作業等の場合は、下記オと同様の応援として評価する。
 - オ 埋却作業等の活動実績（応援）については、下請けやオペレーター等の労務提供

及び消毒ポイント等の設置場所の提供等として応援・協力した企業を評価する。
カ 埋却作業等の活動実績と活動実績（応援）による加点は、合計せずにどちらか一方のみとする。

キ 防疫に関する協定締結及び活動実績及び評価例等は別紙 1 1 から 1 6 によるものとする。

② 防災等に関する協定等締結状況及び活動実績

ア 技術資料提出時点の防災等に関する協定等の締結状況及び過去 5 年間の防災協定等に基づく活動実績を評価する。なお、防災等に関する協定等については技術資料提出時点で締結した協定等の期間内であること。また、活動実績の評価対象期間については、前年度までの過去 5 年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。

イ 協定等には次のものを含みます。

・協定、契約、覚書、登録制度、実施要領、依頼

ウ 協定等の締結状況及び活動実績は、個別に加算するものとする。

エ 防災等に関する協定等は、愛知県又は愛知県内の管理者との間で締結したものを認める。

オ 防災等に関する協定等は、別表 1 - 1 及び 1 - 2 適用工事については事務所管内の土地改良施設、農地海岸施設、治山施設、林道（以下「土地改良施設等」という。愛知県との間で締結した協定等については愛知県内の土地改良施設等を対象とする。）及び公共土木施設を対象とし、別表 2 適用工事については愛知県内の土地改良施設等及び公共土木施設を対象とする。なお、各施設の内容は下記のとおりとする。

- ・土地改良施設とは、土地改良法第二条第 2 項第一号に規定する農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設で国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む）が管理している施設をいう。
- ・農地海岸施設とは、海岸法第三条第 1 項に基づく海岸保全区域にあって農林水産省農村振興局が所管し、同法第二十四条第 1 項に基づく海岸保全区域台帳に登載された国、地方公共団体が管理している施設をいう。
- ・治山施設とは、森林法第四十一条第 3 項に基づく保安施設事業で設置した施設及び当該事業に準じて設置した施設をいう。
- ・林道とは、昭和 4 8 年 4 月 1 日付け 4 8 林野道第 1 0 7 号林野庁長官通知により制定された「林道規程」の第 7 条に基づく林道台帳に登載されたものをいう。
- ・公共土木施設とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる河川、海岸（農地海岸施設は除く）、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の施設をいう。

カ 工事場所が複数の事務所管内に跨るときは、双方の地域を等しく評価する。また、工事場所が事務所管外にある場合、原則、発注事務所管内と工事場所のある事務所

管内又は地域を等しく評価する。

キ 防災等に関する協定等は、緊急維持修繕や雪氷対策などのように通常の契約であっても休日・夜間を問わない作業が行われるものを含む。

ク 加入している団体が協定を締結している場合は、当該団体からの「その協定に係る企業である旨」の証明がなされていれば認める。

ケ 土地改良施設等と公共土木施設の協定による加点は、合計せずどちらか一方のみとする。

コ 活動実績は、「防災等に関する協定等の締結状況の有無」で加点された協定等に基づく施設に関する活動を認める。また、技術資料提出時点で締結中の協定等と同等の過去の協定等に基づく活動実績についても認めるものとし、過去に協定等に基づく実績があっても技術資料提出時点で有効な協定等が無い場合は評価しない。

サ 雪氷対策等、期間限定となる協定等については、技術資料提出時点で協定締結中でなくても実績を認める。

シ 活動実績は、当該活動を緊急的に実施しないと公共に影響を及ぼす活動を評価の対象とする。

③ 防疫・防災等に関する協定等締結及び活動実績の加算点は7点を上限とする。

(6) 緊急時の排水ポンプ設備メンテナンスに係る協定等の締結状況及びメンテナンス実績(別表5適用工事の機械設備工事のうち排水ポンプを含む工事)

① 過去10年間の緊急時の排水ポンプ設備のメンテナンスに係る協定等の締結状況及び協定等に基づくメンテナンス実績を評価する。なお、メンテナンスに係る協定等については技術資料提出時点で締結した協定等の期間内であること。また、評価対象期間については、前年度までの過去10年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。

② 緊急時の排水ポンプ設備のメンテナンスに係る協定等は愛知県内の農業用排水機場を管理する団体等(地方公共団体及び土地改良区)との間で締結したものを認める。

③ メンテナンス実績は、当該活動を緊急的に実施しないと公共に影響を及ぼすものを評価の対象とする。

(7) ボランティア活動実績(別表1-1、1-2及び3適用工事)

評価対象とするボランティア活動は次に掲げる「労働奉仕」(対価が無いもの。)とする。

① 過去1年間のボランティア活動実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去1年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。

② 工事場所の地域内又は愛知県内で会社として取り組んでいる無償のボランティア活動を、企業の信頼性項目として評価する。

③ 国、愛知県及び愛知県内市町村のいずれかから感謝状等を授与された企業活動を評価する。また、国、愛知県及び愛知県内市町村等で構成する団体(協議会等)からの感謝状等も評価とする。

④ 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録活動は、4月から12月に公告する工事については前年の1月1日から前年の12月31日までのもの、

1月から3月に公告する工事については前々年の1月1日から前々年の12月31日までのもので、活動報告書が提出されているものを認める。

- ⑤ 愛知県と企業の森づくりに関する協定又は「海上の森」との企業連携プロジェクトの覚書を締結し、活動報告書が提出されているものを認める。
 - ⑥ 「山地防災ヘルパー」に認定され、活動報告書が提出されているものを認める。ただし、社員の個人的な活動ではなく、会社又は営業所として取り組んでいる活動を対象とする。
 - ⑦ 工事場所が複数の事務所管内に跨るときは、双方の地域を等しく評価する。また、工事場所が事務所管外にある場合、原則、発注事務所管内と工事場所のある事務所管内又は地域を等しく評価する。
 - ⑧ ボランティア活動実績の加算点は別表1-1及び1-2及適用工事は2点、別表3適用工事は1点を上限とする。
- (8) 雇用実績（別表1-1及び3適用工事）
- ① 過去2年間に、採用時の年齢が30歳未満の人材を正規社員として雇用した実績を評価する。なお、評価対象期間については、前年度までの過去2年間及び当該工事の技術資料を提出する日の前日までとする。
 - ② 該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めない。また落札者決定時点で、雇用が継続していることが必要である。
- (9) 女性の活躍促進への取組の有無
- ① 「あいち女性の活躍促進行動宣言」の趣旨を踏まえ、「女性の活躍促進宣言」を行っており、受理書の写しが提出されているものを評価する。（別表1-1、1-2及び3適用工事）
 - ② 「あいち女性輝きカンパニー」として女性の活躍企業の認証制度に申請し、認証書の交付を受け、認証書の写しが提出されているものを評価する。ただし、技術資料提出時点で認証書が有効期間内であるものを認める。（別表2、4及び5適用工事）
 - ③ 「女性活躍促進法に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし認定）」を受け、基準適合一般事業主認定通知書の写しが提出されているものを評価する。ただし、技術資料提出時点で認定されているものを認める。（別表2、4及び5適用工事）
 - ④ 入札参加が営業所であっても、本社が取組を行っている場合も対象とする。
- (10) 週休2日工事の取組実績及び愛知県休み方改革マイスター企業認定取得（別表1-1、1-2、2、3、4及び5適用工事）
- ① 愛知県農業水産局又は農林基盤局発注工事を対象とする。
 - ② 発注工事と同じ入札参加業種の週休2日工事取組証のみ評価する。
 - ③ 評価対象とする取組証は、当該工事の技術資料を提出する日の前日までに発行されたものであって、かつ、取組証に記載された完了年月日が過去1年間のものとする。
 - ④ 「完全週休2日」、「週単位の週休2日」、「週休2日の「質の向上」」、「月単位の週休2日」の取組実績を評価する。
 - ⑤ 「愛知県休み方改革マイスター企業認定（ブロンズ、シルバー、ゴールド認定）」を取得し、認定証の写しが提出されているものを評価する。ただし、技術資料提出時点

で認定証が有効期間内であるものを認める。

⑥ 週休2日工事の取組実績及び愛知県休み方改革マイスター企業認定取得の評価点の合計は最大2点とする。

(11) ISO14000シリーズの取得

① 対象は、ISO14001の認証を受けている企業を評価する。

② 今回の入札に参加する営業所が認証されていること。

5 共同企業体の取扱い

(1) 特定JVの場合の取扱いとして、いずれかの構成員に地域要件を掛ける場合においては、企業の技術力及び配置予定技術者の能力については広域型の評価項目を、地域精通度地域貢献度については地域型の評価項目を適用する。

(2) 評価項目ごとの共同企業体の取り扱いについては、別紙4及び5のとおりとする。

第7 落札者決定の方法

入札参加資格をすべて満たしている者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

1 評価値及び評価点は、次式により算定する。

(1) 入札予定価格3億円以上の機械設備工事を除く全ての工事

①入札価格 \geq 基準価格の場合

$$\text{評価値} = (\text{評価点} / \text{標準点}) \times (\text{入札予定価格} / \text{入札価格})$$

$$\text{評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

②入札価格 $<$ 基準価格の場合

$$\text{評価値} = (\text{評価点} / \text{標準点}) \times (\text{入札予定価格} / \text{基準価格})$$

$$\text{評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

※基準価格は愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領の基準価格による。

(2) 入札予定価格3億円以上の機械設備工事

$$\text{評価値} = (\text{評価点} / \text{標準点}) \times (\text{入札予定価格} / \text{入札価格})$$

$$\text{評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

2 標準点は100点とし、加算点を「第5評価項目」で決定する。

第8 加算点の審査方法

1 評価項目「企業の技術力」、「配置予定技術者の能力」及び、「地域精通度地域貢献度」の加算点については、入札参加者が加算点申告表及び加算点算出チェックリストを作成し、参加申込と同時に提出するものとする。

2 入札参加者の入札価格が判明した時点において、県は、標準点に技術提案の加算点及び入札参加者が申告した評価項目の加算点を加えた評価点並びに入札価格から各入札参加者の評価値を算出し、その評価値が一番大きな入札参加者を落札候補者とする。

3 事後審査に必要な書類（申告した加算点の算出した根拠となる証明書類）により落札候補者の入札参加資格と評価項目の加算点を順次審査し、適切な落札者を決定する。なお、事後審査後、過大な加算点となっている評価項目がある場合は、その評価項目に係る加算点を発

注者が審査書類を確認した結果の加算点（以下「審査した加算点」という。）に修正のうえ、減点（減じる点数）を行うものとする。減点は下記の計算式のとおりとする。ただし、入札参加者の申告した加算点が過小となる評価項目の加算点の見直しはしない。

減点＝入札参加者が申告した加算点 － 審査した加算点

計算例：審査した加算点 1 点、入札参加者が申告した加算点 2 点

減点＝2 点－1 点＝1 点

審査した加算点 1 点、入札参加者が申告した加算点 3 点

減点＝3 点－1 点＝2 点

第 9 情報公開

入札公告にて評価項目と配点及び配点基準を公表し、落札者決定後は各入札者の得点も別表 9 により公表する。

第 10 技術提案の履行確認等

- 1 原則、「優」「良」と評価された技術提案は、技術提案特記仕様書に記載し履行させるものとする。また、「可」と評価された技術提案のうち、契約締結前に協議を行い、履行させることとした項目については、同様に技術提案特記仕様書に記載し履行させるものとする。ただし、施工において望ましくない内容については、履行しないよう協議を行うものとする。
- 2 監督・検査により技術提案特記仕様書に記載された技術提案の履行の確認を行う。（履行確認の方法は、予め監督員と請負者で協議して定めるが、提案項目ごとの最初の確認は原則として立会確認とする。）
- 3 「優」「良」と評価された技術提案の不履行が認められた場合は再度施工を求める。しかし、再度の施工が困難あるいは合理的でない等の理由で技術提案特記仕様書に記載された技術提案の不履行が確定した場合は、工事成績評定点から 10 点の減点を行うとともに、契約金額の減額を行う。契約金額の減額は次式で行う。

$$\text{減額金額} = \text{契約額} \times \{ 1 - (100 + \text{契約時の加算点} - 5) \div (100 + \text{契約時の加算点}) \}$$

附 則

この運用は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 19 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この運用は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この運用は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成24年5月10日から施行する。

附 則

この運用は、平成24年7月5日から施行する。

附 則

この運用は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この運用は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和8年4月1日から施行する。

愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事の一般競争入札における総合評価落札方式の適用について原則として、下表のとおりとする。

総合評価落札方式の適用及び型式選定基準

予定価格	型 式		
	簡易型	特別簡易型	
	5000万円以上の全工種	1000万円以上3億円未満	
3億円以上 未満			
5000万円以上 未満			
3500万円以上 未満			地域型 (担い手活用)
1000万円以上 未満			

注)5千万円以上の工事は内容により簡易型もしくは特別簡易型を判断する。判断の目安は別紙2のチェック表によるものとする。

型式の分類

型 式	評 価 内 容	評 価 項 目
簡 易 型	特別簡易型の評価内容に加え、品質管理・出来形管理・工期の設定・安全対策・環境対策等の適切性及び課題対応の的確性などに関する技術提案を求め、その内容を評価する。	技術提案(1課題) 企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精通度地域貢献度
特別簡易型	施工実績や工事成績等から施工の適切性・確実性を評価する。	企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精通度地域貢献度

種別の分類

種 別	内 容
地 域 型	入札参加企業の主たる営業所の所在を愛知県内または愛知県内の一部地域に限る工事とする。
地域型(担い手活用)	入札参加企業の主たる営業所の所在を愛知県内または愛知県内の一部地域に限る工事とする。 予定価格1000万円以上5000万円未満で比較的単純な工事に適用する。
広 域 型	地域型以外の工事

総合評価落札方式

簡易型における課題設定と本工事における課題の要否チェック表

工事名：

工事

事務所名： 農林水産事務所

課題の区分	課題の内容	要否	否の理由
品質管理	材料やコンクリート等、施工において配慮を要する品質管理・出来形管理が求められる。		
施工管理	他の工事との調整や接続のために配慮が必要な施工管理が求められる。		
安全対策	現場状況及び一般交通や歩行者への安全対策に対する配慮が特に必要である		
振動・騒音	周辺に民家や病院・学校等の公共施設があり、振動・騒音への配慮が特に必要である。		
濁水・水質	濁水の流出防止や水質を考慮した排水処理が必要である。		
生態系	自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要である。		
工期の遵守	ほかとの調整により工期内に確実に完了できる適切な工程管理が必要である。		
その他	その他施工にあたり、配慮が必要な事項を求める。		

「否」の場合はその理由を選択してください。また、理由で「その他」を選択した場合は、その理由を記載してください。

「要」の場合は、課題とその理由を下の欄に記載してください。なお、「要」が複数の場合、技術提案を求める課題を1つ選択してください。

要の場合→

課題	
理由	

「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限ります。

1 国、県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

*注意事項

- ・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。
- ・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

- (2) 組織に県が加わっている特別地方公共団体(一部事務組合)

- (例)・名古屋港管理組合(愛知県、名古屋市)
・愛知県競馬組合(愛知県、名古屋市、豊明市)

- (3) 地方公社等

- ① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

(例)愛知県道路公社(「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャーを含む)、名古屋高速道路公社

- ② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

- ③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

- (4) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

- (例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)

- ・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

今回入札	過去実績	入札参加資格			総合評価項目										
		企業施工実績	配置予定技術者施工経験	2年平均工事成績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事	中長期的な担い手の確保・国家資格等の取得者・ISO9001	ICT活用工事	配置予定技術者の施工実績・工事成績・CPD・資格保有	営業所・災害協定等・ボランティア・ISO14001	県内公共工事実績(土木)	地域内企業施工実績(建築)	雇用実績・女性の活躍促進・愛知県休み方改革マイスター企業認定	完全週休2日工事・週単位の週休2日工事・週休2日工事
単体	単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	該当業種工事全部を対象とする	県内の営業所実績(県外工事も該当)を認める	該当業種工事全部を対象とする	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし	元請工事の監理技術者等や現場代理人としての実績を認める	制限なし	該当業種工事全部を認める	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし
	経常JV	出資比率20%以上の構成員である場合の実績を認める		対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	ただし施工実績、工事成績CPD及び資格保有は同一のものとする	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定JV			出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める		実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める
経常JV	単体	経常JVとしての実績がなければ単体実績を認める	該当工事全部を認める	対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない	元請工事の監理技術者等や現場代理人としての実績を認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない	実績として認めない	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない
	経常JV	出資比率20%以上の構成員である場合の実績を認める(注2参照)		全構成員が同じである経常JVでの該当業種工事全部を対象とする	全構成員が同じである経常JVでの実績は認める	全構成員が同じである経常JVでの該当業種工事全部を対象とする	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	ただし施工実績、工事成績CPD及び資格保有は同一のものとする	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める
	特定JV			対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない

注1) 本件工事に、単体で入札参加する場合は「今回入札」欄で「単体」の範囲を、経常共同企業体で入札する場合は「経常JV」の範囲を選びます。「入札参加資格」や「総合評価項目」の列と、過去の実績が単体としてのものであれば「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注2) 経常JVは、全ての構成員が同じもののみ同一の企業体として扱いますので、入札参加資格でも過去の施工実績は同一と見なせる企業体での実績が原則です。ただし、そうした工事実績がない場合には、過去の特定及び経常JVでの実績を単体実績扱いとして入札参加資格を審査します。

入札参加者は多い方が望ましいので、入札参加資格部分は幅広く実績を認めている。一方、落札者決定に直接結びつく総合評価加点項目は、ハードルが高く設定されている。

特定JVの結成を義務づけた工事では、前ページを本ページに差し替える。

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（特定建設工事共同企業体での入札）

今回入札	過去実績	入札参加資格			総合評価項目										
		企業施工実績	配置予定技術者施工経験	2年平均工事成績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事	中長期的な担い手の確保・国家資格等の取得者・ISO9001	ICT活用工事	配置予定技術者の施工実績・工事成績・CPD・資格保有	営業所・災害協定等・ボアティ7・ISO14001	県内公共工事実績(土木)	地域内企業施工実績(建築)	雇用実績・女性の活躍促進・愛知県休み方改革マイスター企業認定	完全週休2日工事・週単位の週休2日工事・週休2日工事
特定JV	単体	今回入札JV全構成員の単体実績を認める	該当工事全部を認める	今回入札JV全構成員各々について該当業種工事全部を対象とする	今回入札JV全構成員の県内の営業所実績(県外工事も該当)を認める	今回入札JV代表構成員の該当業種工事全部を対象とする	今回入札JV全構成員の県内の営業所実績を認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV全構成員の実績を認める	代表構成員が配置する技術者の、元請工事における監理技術者等や現場代理人としての実績を認める ただし施工実績、工事成績及びCPDは同一人のものとする	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV全構成員の該当業種工事全部を認める	今回入札JV全構成員の県内の営業所実績を認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV全構成員の実績を認める
	経常JV	出資比率20%以上の構成員である場合の実績を認める		対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定JV			出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める		実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める

注) 「入札参加資格」や「総合評価項目」の列と、過去の実績が単体としてのものである場合は「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注) 入札参加資格要件においていずれかの構成員に地域要件をかける場合は、「企業の技術力」及び「配置予定技術者の能力」については広域型の評価項目を、「地域精通度地域貢献度」については地域型の評価項目を適用する。

入札参加者は多い方が望ましいので、入札参加資格部分は幅広く実績を認めている。一方、落札者決定に直接結びつく総合評価加点項目は、ハードルが高く設定されている。

簡易型総合評価落札方式(本庁契約) 事務フローチャート

		事務所	主務課	農林総務課	総合評価審査委員会	指名審査会議
日数 ^{※1}	累計 日数	落札者決定基準案作成 ・評価項目、 評価基準の設定 総合評価委員会資料作成	総合評価委員会資料確認 審査			
	7日				委員会開催(第1回) 【審査内容】 技術提案評価基準 事務局の確認 【審査内容】 落札者決定基準(除く技術 提案評価基準)	
	7日	指名審査会議 (資格要件等設定)				
		入札参加資格要件等 設定資料内申				
			内申資料を経由			
4日	11日					審査会開催 【審査内容】 1 資格要件等設定 2 決定基準の設定
10日	21日	公告・掲示 設計図書閲覧・貸出(公告 開始から入札書提出終了 まで)		公告・掲示 参加申込・技術資料提出		
11日	39日	技術資料(技術提案)の評 価案作成	技術資料の評価案確認審 査 加算点一覧表作成			
7日					委員会開催(第2回) 【審査内容】 技術提案審査	
7日	46日			入札書提出開始		
				入札書提出終了		
				開札・評価値計算		
				事後審査書類の受付・受 領		
			事後審査書類の審査 加算点の見直し 評価値の再計算 ^{※2} 指名審査資料作成			
4日	50日					審査会開催 【審査内容】 1 資格確認 2 評価項目の評価の決定 3 落札者の決定
		(入札結果の報告)				

※1 日数には、土・日・休日を含む。

※2 評価値の再計算で評価値の最も高い者でなくなった場合、落札候補者を評価値の最も高い者に変更し、落札候補者の事後審査を行う。

特別簡易型総合評価落札方式(本庁契約)事務フローチャート

		事務所	主務課	農林総務課	総合評価審査委員会	指名審査会議
日数※1	累計 日数	落札者決定基準案作成 ・評価項目、 評価基準の設定 総合評価委員会資料作成	総合評価委員会資料確認 審査			
	7日	指名審査会議 (資格要件等設定)			事務局の確認 【審査内容】 落札者決定基準	
	7日	入札参加資格要件等 設定資料内申				
			内申資料を経由			
4日	11日					審査会開催 【審査内容】 1 資格要件等設定 2 落札者決定基準
7日	18日	公告・掲示 設計図書閲覧・貸出(公告 開始から入札書提出終了 まで)		公告・掲示 参加申込・技術資料提出		
7～ 14日	25～ 32日		技術資料の評価案(加算点 一覧表)作成			
4～ 7日	29～ 39日			入札書提出開始		
				入札書提出終了		
				開札・評価値計算		
				事後審査書類の受付・受 領		
		事後審査書類の審査 加算点の見直し 評価値の再計算※2 指名審査資料作成				
7日	36～ 46日					審査会開催 【審査内容】 1 資格確認 2 評価項目の評価の決定 3 落札者の決定
		(入札結果の報告)				

※1 日数には、土・日・休日を含む。

※2 評価値の再計算で評価値の最も高い者でなくなった場合、落札候補者を評価値の最も高い者に変更し、落札候補者の事後審査を行う。

簡易型総合評価落札方式（所長委任工事・一般競争入札）事務フローチャート

		事務所	主務課	事務所 指名審査会議	総合評価審査委員会
日数※1	累計日数	落札者決定基準案作成 ・評価項目、 評価基準の設定 総合評価委員会資料作成	総合評価委員会資料確認審査		
	7日	7日			委員会開催（第1回） 【審査内容】 技術提案評価基準 事務局の確認 【審査内容】 落札者決定基準（除く技術 提案評価基準）
		入札参加資格要件等 設定資料(案)作成			
4日	11日			審査会開催 【審査内容】 1 落札者決定基準 2 資格要件等設定	
10日	21日	公告・掲示 参加申込・技術資料提出			
		設計図書閲覧・貸出(公告 開始から入札書提出終了 まで)			
11日	32日	技術資料の評価案(技術提 案、加算点一覧表)作成	技術資料の評価案確認審査		
7日	39日				委員会開催（第2回） 【審査内容】 技術提案審査
4～ 7日	43～ 46日	入札書提出開始			
		入札書提出終了			
		開札・評価値計算			
		事後審査書類の受付・受 領			
		事後審査書類の審査 加算点の見直し 評価値の再計算※2 指名審査資料作成			
4日	47～ 50日			審査会開催【審査内容】 1 競争参加資格確認 2 評価項目の評価の決定 3 落札者の決定	
		(入札結果の報告)			

※1 日数には、土・日・休日を含む。

※2 評価値の再計算で評価値の最も高い者でなくなった場合、落札候補者を評価値の最も高い者に変更し、落札候補者の事後審査を行う。

特別簡易型総合評価落札方式（所長委任工事・一般競争入札）事務フローチャート

		事務所	事務所 指名審査会議	総合評価審査委員会
日数※1	累計日数	落札者決定基準案作成 ・評価項目、 評価基準の設定		
	7日	7日		事務局の確認 【審査内容】 落札者決定基準
		入札参加資格要件等 設定資料(案)作成		
4日	11日		審査会開催 【審査内容】 1 資格要件等設定 2 落札者決定基準	
7日	18日	公告・掲示 参加申込・技術資料提出		
		設計図書閲覧・貸出(公告開始から入札書提出終了まで)		
7～ 14日	25～ 32日	技術資料の評価案(加算点一覧表)作成		
4～ 7日	29～ 39日	入札書提出開始		
		入札書提出終了		
		開札・評価値計算		
		事後審査書類の受付・受領		
		事後審査書類の審査 加算点の見直し 評価値の再計算※2 指名審査資料作成		
7日	36～ 46日		審査会開催 【審査内容】 1 競争参加資格確認 2 評価項目の評価の決定 3 落札者の決定	
		(入札結果の報告)		

※1 日数には、土・日・休日を含む。

※2 評価値の再計算で評価値の最も高い者でなくなった場合、落札候補者を評価値の最も高い者に変更し、落札候補者の事後審査を行う。

参考

【別紙10】

地域内での拠点の有無・主たる営業所所在地の設定

○地域内での拠点の有無（別表1-1、1-2及び3適用工事）

地域要件	評価基準と配点		
農林水産事務所管内 (海部、知多、豊田加茂、新城設楽、東三河、尾張(一宮を除く)、西三河(幡豆を除く))	同一市町村(または地区)内 2点	事務所(又は市町村)管内 1点 尾張(一宮を除く) 西三河(幡豆を除く)	左記以外 0点 (存在しない)
一宮支所管内 (一宮支所管内工事)	同一市町村内 2点	一宮支所管内 1点	左記以外 0点 (存在しない)
一宮管内を含む尾張管内 (一宮支所管内工事)	同一市町村内 2点	一宮管内 1点	左記以外 0点 (尾張本所管内業者)
一宮管内を含む尾張管内 (本事務所管内工事)	同一市町村内 2点	尾張本事務所管内市町 1点	左記以外 0点 (一宮管内業者)
幡豆出張所管内 (幡豆出張所管内工事)	同一市町村内 2点 (全員2点)	幡豆管内 1点 (存在しない)	左記以外 0点 (存在しない)
幡豆出張所管内 (幡豆出張所管内工事)	同一旧市町内 2点	幡豆管内旧市町 1点	左記以外 0点 (存在しない)
幡豆管内を含む西三河管内 (幡豆出張所管内工事)	同一市町村内 2点 (幡豆管内業者)	幡豆管内 (同一市町村扱い2点)	左記以外 0点 (西三河本所管内業者)
幡豆管内を含む西三河管内 (幡豆出張所管内工事)	同一旧市町内 2点	幡豆管内旧市町 1点	左記以外 0点 (西三河本所管内業者)
幡豆管内を含む西三河管内 (本事務所管内工事)	同一市町村内 2点	西三河本事務所管内市町 1点	左記以外 0点 (幡豆管内業者)

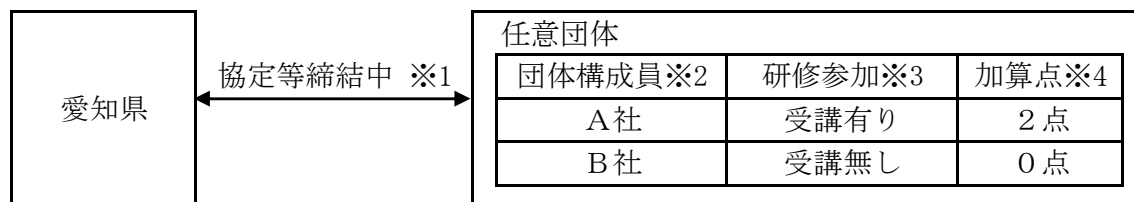
○主たる営業所所在地（別表2、4及び5適用工事）

区分	評価基準と配点		
各農林水産事務所管内工事	事務所管内 (尾張は一宮を含む) (西三河は幡豆を含む) 2点	愛知県内 1点	その他 0点
一宮支所管内工事	一宮含む尾張管内 2点	愛知県内 1点	その他 0点
幡豆出張所管内工事	幡豆含む西三河管内 2点	愛知県内 1点	その他 0点

防疫に関する協定締結及び活動実績の評価について

○ 協定締結に関する加算点の考え方及び証明書類

【加算点の考え方】



【証明書類】

- ※1：締結中の協定等の写し（発生時の応援等に係わる連絡体制表含む）
- ※2：協定に係る企業である証明書
- ※3：研修参加証明書（前年度までの過去3年度に参加したもの）
- ※4：※1～※3を全て満足しているものを評価する。

○ 活動実績に関する加算点の考え方及び証明書類

【加算点の考え方】

- ・ 愛知県と家畜伝染病に係る防疫協定による活動実績の有無

区分	加算点
協定に基づく埋却作業等の活動実績あり ※5	3点
埋却作業等の活動実績（応援）あり ※6	
協定及び運用協定を締結している事務所の管内で応援実績あり	1.5点
他の事務所管内への応援実績あり	2点
実績なし	0点

<参考> ※別紙参照

- ・ 防疫協定に関する活動実績の評価例(1)(2) 【別紙 1 2】 及び【別紙 1 3】
- ・ 総合評価落札方式による入札を行う場合の取り扱いについて【別紙 1 4】

【証明書類】

- ※5：埋却作業等の活動実績の証明書
 - ・ 県との契約書等の写し
- ※6：埋却作業等の活動実績（応援）の証明書
 - ・ 元請け業者との契約書等の写し
 - ・ 県と契約した場合は県との契約書の写し又は県からの証明書等(※7)の写し
- ※7：防疫活動証明証書(例) 【別紙 1 5】

○ 防疫・防災等に関する合計加算点の考え方

防疫協定締結＋防疫活動実績＋防災協定締結＋防災活動実績＝上限7点 ※8

- ※8：計算上7点以上のものは7点とする。

防疫協定に関する活動実績の評価例(1)

尾張事務所管内				
!!家畜伝染病発生農場!!				
①業務	元請け	A社	現場詰所等基地整備・運営、 発生農場での家畜積込・運搬、 埋却地での掘削、埋却、埋戻し等	総合評価加点 埋却等作業 3
	下請け	B社	現場詰所等基地整備・運営、 発生農場での家畜積込・運搬、 埋却地での掘削、埋却、埋戻し等	総合評価加点 事務所管内で応援 1.5
		C社	発生農場周辺での消毒作業	総合評価加点 事務所管内で応援 1.5
		D社	保守警備(交通規制、夜間警備等)	総合評価加点 事務所管内で応援 1.5
		元請け	E社	消毒ポイントでの消毒作業
②業務	下請け	F社	消毒ポイントでの消毒作業	総合評価加点 事務所管内で応援 1.5

三河事務所管内から尾張事務所管内(発生農場)での活動				
①業務	元請け	O社	現場詰所等基地整備・運営、 発生農場での家畜積込・運搬、 埋却地での掘削、埋却、埋戻し等	総合評価加点 埋却等作業 3
	※協定に基づく埋却作業等の活動として評価			
	下請け	P社	現場詰所等基地整備・運営、 発生農場での家畜積込・運搬、 埋却地での掘削、埋却、埋戻し等	総合評価加点 他の事務所管内への応援 2
		Q社	発生農場周辺での消毒作業	総合評価加点 他の事務所管内への応援 2
		R社	保守警備(交通規制、夜間警備等)	総合評価加点 他の事務所管内への応援 2
③業務	元請け	G社	消毒ポイントでの消毒作業	総合評価加点 他の事務所管内への応援 2
	④業務	元請け	H社	フォークリフト等オペレーター

総合評価落札方式による入札を行う場合の取り扱いについて

(通知：R1.7.18付事務連絡)

- 1 「愛知県と家畜伝染病に係る防疫協定による活動実績」のうち、「埋却作業等応援の実績」について、尾張農林水産事務所の本所管内と一宮支所管内及び西三河農林水産事務所の本所管内と幡豆農地整備出張所管内を他管内として取り扱うものとします。
(例) 西三河農林水産事務所において、幡豆農地整備出張所管内の防疫活動に本所管内の業者が参加した場合は、「他の事務所への応援実績」として評価します。
- 2 防疫協定による活動実績の証明については、契約書等の写しを添付することとしており、速やかに契約する必要がありますが、やむを得ず、契約事務が整う前に防疫協定を締結した団体から総合評価落札方式競争入札に係る証明を求められた場合の参考(例)は別紙のとおりとする。
- 3 埋却候補地試掘作業の評価については、「防疫協定に関する活動実績の評価例(1)」の「消毒ポイントでの消毒作業」と同様の取り扱いとします。

参考

(例)

防疫活動証明願

年 月 日

申請者 ○○ (団体名)

下記のとおり防疫活動に従事したことを証明してください。

記

- 活動名 (契約名)
豚熱に関する防疫活動
- 活動場所
○○市○○町地内
- 活動期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 完了年月日
年 月 日
- 参加者名簿

業者名	契約種別 (元請・下請)	活動内容	備考

防疫活動証明書

上記のとおり防疫活動に従事したことを証明する。

年 月 日

証明者 愛知県○○事務所 印

注 証明を求める際は、2部作成し、申請してください。
防疫活動証明書の年月日、証明者は記入しないでください。

「愛知県と家畜伝染病に係る防疫協定による活動実績」のうち、「埋却作業等応援の実績」に関する管内・他管内の取扱い例

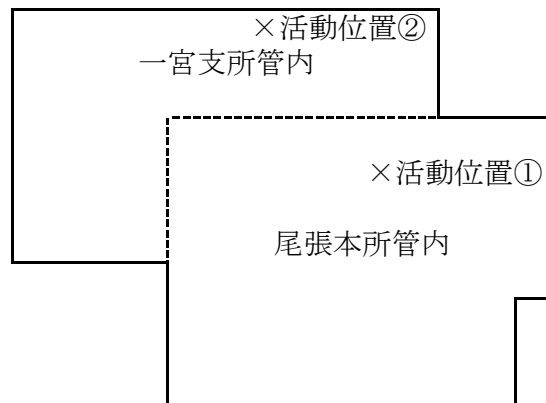
◎農業土木研究会の場合(R6.4.1現在の防疫協定状況による。ここでいう○○支部とは農業土木研究会の各支部をいう)

(1)尾張農林水産事務所

尾張農林と名古屋支部（尾張本所管内業者）及び一宮支部（一宮支所管内業者）とで各協定を締結。

- 尾張本所管内①で防疫活動を行った場合
 - ・尾張本所管内業者 管内扱い
 - ・一宮支所管内業者 他管内扱い

- 一宮支所管内②で防疫活動を行った場合
 - ・尾張本所管内業者 他管内扱い
 - ・一宮支所管内業者 管内扱い

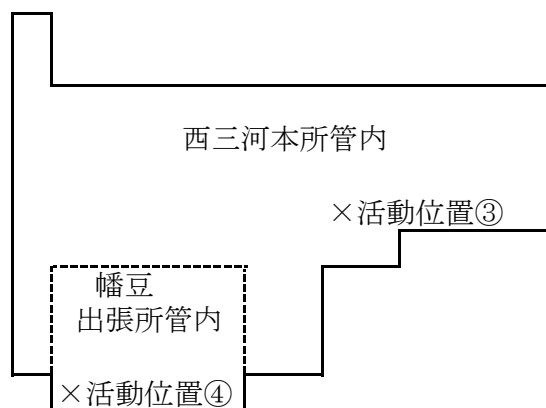


(2)西三河農林水産事務所

西三河農林と岡崎支部（西三河本所管内業者）及び幡豆支部（幡豆出張所管内業者）とで各協定を締結。

- 西三河本所管内③で防疫活動を行った場合
 - ・西三河本所管内業者 管内扱い
 - ・幡豆出張所管内業者 他管内扱い

- 幡豆出張所管内④で防疫活動を行った場合
 - ・西三河本所管内業者 他管内扱い
 - ・幡豆出張所管内業者 管内扱い



(3)旧稲武町

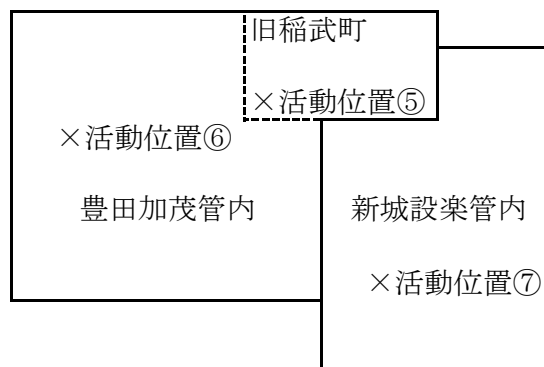
旧稲武町管内企業は令和5年3月31日までは新城設楽農林水産事務所管内企業として取り扱う。

令和5年3月31日までの取り扱いは下記のとおりとする。

- 旧稲武町⑤で防疫活動を行った場合
 - ・旧稲武町内業者 管内扱い
 - ・豊田加茂管内業者(旧稲武町除く) 他管内扱い
 - ・新城設楽管内業者 管内扱い

- 豊田加茂管内⑥で防疫活動を行った場合
 - ・旧稲武町内業者 他管内扱い
 - ・豊田加茂管内業者(旧稲武町除く) 管内扱い
 - ・新城設楽管内業者 他管内扱い

- 新城設楽管内⑦で防疫活動を行った場合
 - ・旧稲武町内業者 管内扱い
 - ・豊田加茂管内業者(旧稲武町除く) 他管内扱い
 - ・新城設楽管内業者 管内扱い



別表 適用表

発注工事の種類	地域型 (競争参加資格に地域要件を設定する場合)	広域型 (競争参加資格に地域要件を設定しない場合)
1 一般土木工事	別表 1-1 又は 1-2	別表 2
2 一般建築工事	別表 3	別表 4
3 とび・土工・コンクリート工事	別表 1-1 又は 1-2	別表 2
4 管工事	別表 1-1 又は 1-2	別表 2
5 鋼構造物工事	別表 5	
6 ほ装工事	別表 1-1 又は 1-2	別表 2
7 しゅんせつ工事	別表 1-1 又は 1-2	別表 2
8 機械設備工事	別表 5	
9 造園工事	別表 1-1 又は 1-2	別表 2
10 さく井工事	別表 1-1 又は 1-2	別表 2
11 水道施設工事	別表 1-1 又は 1-2	別表 2
12 解体工事	別表 1-1 又は 1-2	別表 2

※地域要件については、愛知県農業水産局及び農林基盤局一般競争入札地域要件設定ガイドラインによる

配点

別表1-1 (土木・地域型)

ア 技術提案 (9点)

評価項目	点	評価基準と配点
①簡易な施工計画	9	9点~0点

総合評価の型式	評価項目	加算点合計
簡易型	ア+イ+ウ+エ	48.5
特別簡易型	イ+ウ+エ	39.5

イ 企業の技術力 (15点)

評価項目	点	評価基準と配点						
①企業評価対象工事の施工実績(過去10年間) ※	3	実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績無 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。		
②工事成績(過去5年間の各年度最上位成績の平均点) ※	5	点>84 5	84≧点>83 4	83≧点>82 3	82≧点>81 2	81≧点>80 1	左記以外 0	※農業水産局及び農林基盤局発注工事と同業種のものとする。実績の無い年度の工事成績は80点として計算する。
③優良工事表彰の実績(過去5年間の農業水産局及び農林基盤局発注工事) ※	2	2件 2	1件 1	実績無 0	※優良工事表彰の実績は、③と④を合わせて2件までを評価の対象とする。 ※③、④の優良工事表彰の実績評価点の合計の最大点は2点とする。			
④優良工事表彰の実績(過去5年間の愛知県(農業水産局及び農林基盤局発注工事を除く)知事及び国の局長表彰以上) ※		2件 1	1件 0.5	実績無 0				
⑤中長期的な担い手の確保実績(過去2年間) ※	1	有 1	無 0	※若手技術者の雇用実績。正社員が30歳未満の若手技術者である場合に評価する。また、エ⑥についても重複評価を認める。 ※正規職員における国家資格等の取得の有無を評価する。 ※愛知県農業水産局及び農林基盤局発注した同業種の工事における取組実績(ICT活用工事取組証の有無)を評価する。				
⑥国家資格等の取得者の有無(過去5年間) ※	1	有 1	無 0					
⑦ICT活用工事の取り組み実績の有無(過去1年間) ※	2	有 2	無 0					
⑧ISO9000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0					

ウ 配置予定技術者の能力 (8点)

評価項目	点	評価基準と配点						
①技術者評価対象工事の施工実績(過去10年間) ※ 監理技術者等又は現場代理人の実績	1	実績有 1	実績無 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績、民間除く				
②工事成績(過去5年間の各年度最上位成績の平均点) ※ 監理技術者等又は現場代理人の実績	5	点>84 5	84≧点>83 4	83≧点>82 3	82≧点>81 2	81≧点>80 1	左記以外 0	※農業水産局及び農林基盤局発注工事と同業種のものとする。
③工事成績(過去5年間の愛知県(農業水産局及び農林基盤局を除く)発注の同業種工事における最上位成績) 監理技術者等又は現場代理人の実績 ※		点≧84点 2.0	83点 1.5	82点 1.0	81点 0.5	左記以外 0	※②、③の工事成績評価点の合計の最大点は5点とする。	
④CPD実績(過去2年間)	2	1年間の推奨単位を2年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分を2年以内に取得 1	左記以外 0				

エ 地域精進度地域貢献度 (16.5点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①地域内での拠点の有無	2	同一市町村(又は地区)内 2	事務所(又は市町村)管内 1	左記以外 0			
②地域内での公共工事施工実績(過去5年間) ※	1	同一市町村内で実績有 1	同一市町村内で実績無 0	※発注工事と同業種のものとする。			
③防疫・防災に関する協定等締結及び活動実績(過去5年間)の有無 ※	7	愛知県と家畜伝染病に係る防疫に関する協定の締結状況		防災等に関する協定等の締結状況			
		協定を締結中 2	左記以外 0	愛知県内又は事務所管内の土地改良施設・農地海岸施設・治山施設・林道について協定等締結中 2	事務所管内の公共土木施設について協定等締結中 1	左記以外 0	※協定等締結と実績は加算可能。防疫に関する協定と防災等に関する協定等は加算可能。ただし、上限は7点とする。
		愛知県との協定による活動実績		上記施設に関する活動実績		上記施設に関する活動実績	
協定に基づく埋却作業等活動実績有 3	埋却作業等活動実績(応援)有 事務所管内 他事務所管内への応援有 1.5 実績有 2	実績無 0	実績有 1	実績無 0	実績有 1	実績無 0	
④ボランティア活動の実績の有無(土地改良施設等への協力、企業の森づくり協定、海上の森との企業連携プロジェクト、山地防災ヘルパー)※(過去1年度分)	2	同一市町村内で実績有 2	事務所管内で実績有 1	左記以外 0	※④、⑤のボランティア活動実績評価点の合計の最大点は2点とする。		
同一市町村内で実績有 1		事務所管内で実績有 0.5	左記以外 0				
⑤ボランティア活動の実績の有無(④以外)※(過去1年度分)							
⑥雇用実績(過去2年間) ※	1	有 1	無 0	※正規社員(採用時に30歳未満)の雇用実績			
⑦女性の活躍促進への取組の有無	0.5	女性の活躍促進宣言の実施 有 0.5		左記以外 0			
⑧完全週休2日または週単位の週休2日の取組実績の有無(過去1年間) ※	2	完全週休2日 週単位の週休2日 有 2	無 0	※⑧、⑨は発注工事と同業種のものとする。 ※⑧、⑨、⑩の合計の最大点は2点とする。 ※⑨の週休2日は「週休2日の質の向上」及び「月単位の週休2日」を評価する。			
⑨週休2日の取組実績の有無(過去1年間) ※		週休2日 2件以上 2	週休2日 1件 1				
⑩愛知県休み方改革マスター企業認定取得の有無		有 0.5	無 0				
⑪ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0				

配点

別表1-2 (土木・地域型(担い手活用))

総合評価の型式	評価項目	加算点合計
特別簡易型	イ+ウ+エ	35.5

ア 技術提案

該当なし

イ 企業の技術力 (15点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①企業評価対象工事の施工実績 (過去10年間) ※	3	実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績無 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。	
②工事成績(過去5年間の各年度最上位成績の平均点) ※	5	点>84 5	84≧点>83 4	83≧点>82 3	82≧点>81 2	81≧点>80 1	左記以外 0
③優良工事表彰の実績(過去5年間の農業水産局及び農林基盤局発注工事) ※	2	2件 2	1件 1	実績無 0	※優良工事表彰の実績は、③と④を合わせて2件までを評価の対象とする。 ※③、④の優良工事表彰の実績評価点の合計の最大点は2点とする。		
④優良工事表彰の実績(過去5年間の愛知県(農業水産局及び農林基盤局発注工事を除く)知事及び国の局長表彰以上) ※		2件 1	1件 0.5	実績無 0			
⑤中長期的な担い手の確保実績(過去2年間) ※	1	有 1	無 0	※若手技術者の雇用実績。正社員が30歳未満の若手技術者である場合に評価する。			
⑥国家資格等の取得者の有無(過去5年間) ※	1	有 1	無 0	※正規職員における国家資格等の取得の有無を評価する。またウ②についても重複評価を認める。			
⑦ICT活用工事の取り組み実績の有無(過去1年間) ※	2	有 2	無 0	※愛知県農業水産局及び農林基盤局発注した同業種の工事における取組実績(ICT活用工事取組証の有無)を評価する。			
⑧ISO9000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0				

ウ 配置予定技術者の能力 (6点)

評価項目	点	評価基準と配点		
①CPD実績(過去2年間)	2	1年間の推奨単位を2年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分を2年以内に取得 1	左記以外 0
②資格の保有	2	1級土木施工管理技士 2	2級土木施工管理技士 1	左記以外 0
③現場代理人又は主任(監理)技術者の年齢及び女性の活用	2	30歳未満又は女性 2	40歳未満 1	左記以外 0

※技術資料提出時点の年齢。

エ 地域精通度地域貢献度 (14.5点)

評価項目	点	評価基準と配点							
①地域内での拠点の有無	2	同一市町村(又は地区)内 2	事務所(又は市町村)管内 1	左記以外 0					
②地域内での公共工事施工実績(過去5年間) ※	1	同一市町村内で実績有 1	同一市町村内で実績無 0	※発注工事と同業種のものとする。					
③防疫・防災等に関する協定等締結及び活動実績(過去5年間)の有無 ※	7	愛知県と家畜伝染病に係る防疫に関する協定の締結状況			防災等に関する協定等の締結状況				
		協定を締結中 2	左記以外 0		愛知県内又は事務所管内の土地改良施設・農地海岸施設・治山施設・林道について協定等締結中 2	事務所管内の公共土木施設について協定等締結中 1	左記以外 0		
		愛知県との協定による活動実績			上記施設に関する活動実績		上記施設に関する活動実績		
		協定に基づく埋却作業等活動実績有 3	埋却作業等活動実績(応援)有 事務所管内へは1.5 他事務所管内への応援実績有 2	実績無 0	実績有 1	実績無 0	実績有 1	実績無 0	
④ボランティア活動の実績の有無(土地改良施設等への協力、企業の森づくり協定、海上の森との企業連携プロジェクト、山地防災ヘルパー)※ (過去1年度分)	2	同一市町村内で実績有 2	事務所管内で実績有 1	左記以外 0					
⑤ボランティア活動の実績の有無(④以外)※ (過去1年度分)		同一市町村内で実績有 1	事務所管内で実績有 0.5	左記以外 0					
⑥女性の活躍促進への取組の有無	0.5	女性の活躍促進宣言の実施 有 0.5			左記以外 0				
⑦完全週休2日または週単位の週休2日の取組実績の有無(過去1年間) ※	2	完全週休2日 週単位の週休2日 有 2	無 0		※⑦、⑧は発注工事と同業種のものとする。 ※⑦、⑧、⑨の合計の最大点は2点とする。 ※⑧の週休2日は「週休2日の質の向上」及び「月単位の週休2日」を評価する。				
⑧週休2日の取組実績の有無(過去1年間) ※		週休2日 2件以上 2	週休2日 1件 1					無 0	
⑨愛知県休み方改革マスター企業認定取得の有無		有 0.5	無 0						

※協定等締結と実績は加算可能。防疫に関する協定と防災等に関する協定等は加算可能。ただし、上限は7点とする。

配点

別表2(土木・広域型)

総合評価の型式	評価項目	加算点合計
簡易型	ア+イ+ウ+エ	40.5
特別簡易型	イ+ウ+エ	31.5

ア 技術提案(9点)

評価項目	点	評価基準と配点
①簡易な施工計画	9	9点~0点

イ 企業の技術力(13点)

評価項目	点	評価基準と配点				※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。		
		実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績無 0			
①企業評価対象工事の施工実績(過去10年間) ※	3	実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績無 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。		
②工事成績(過去5年間の各年度最上位成績の平均点) ※	5	点>84 5	84≧点>83 4	83≧点>82 3	82≧点>81 2	81≧点>80 1	左記以外 0	※農業水産局及び農林基盤局発注工事で同業種のものとする。実績の無い年度の工事成績は80点として計算する。
③優良工事表彰の実績(過去5年間の農業水産局及び農林基盤局発注工事) ※	2	2件 2	1件 1	実績無 0			※優良工事表彰の実績は、③と④を合わせて2件までを評価の対象とする。 ※③、④の優良工事表彰の実績評価点の合計の最大点は2点とする。	
④優良工事表彰の実績(過去5年間の愛知県(農業水産局及び農林基盤局発注工事を除く)知事及び国の局長表彰以上) ※		2件 1	1件 0.5	実績無 0				
⑤ICT活用工事の取り組み実績の有無(過去1年間) ※	2	有 2	無 0	※愛知県農業水産局及び農林基盤局発注した同業種の工事における取組実績(ICT活用工事取組証の有無)を評価する。				
⑥ISO9000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0					

ウ 配置予定技術者の能力(9点)

評価項目	点	評価基準と配点				※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績、民間除く		
		実績2件以上 2	実績1件 1	実績無 0				
①技術者評価対象工事の施工実績(過去10年間) ※ 監理技術者等又は現場代理人の実績	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績無 0			※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績、民間除く	
②工事成績(過去5年間の各年度最上位成績の平均点) ※ 監理技術者等又は現場代理人の実績	5	点>84 5	84≧点>83 4	83≧点>82 3	82≧点>81 2	81≧点>80 1	左記以外 0	※農業水産局及び農林基盤局発注工事で同業種のものとする。
③工事成績(過去5年間の愛知県(農業水産局及び農林基盤局を除く)発注の同業種工事における最上位成績) 監理技術者等又は現場代理人の実績 ※		点≧84点 2.0	83点 1.5	82点 1.0	81点 0.5	左記以外 0	※②、③の工事成績評価点の合計の最大点は5点とする。	
④CPD実績(過去2年間)	2	1年間の推奨単位を 1年以内に取得 2	1年間の推奨単位を 2年以内に取得 1	左記以外 0				

エ 地域精通度地域貢献度(9.5点)

評価項目	点	評価基準と配点			※発注工事と同業種のものとする。
		事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0	
①主たる営業所所在地	2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0	
②愛知県内での公共工事施工実績(過去10年間) ※	3	同一市町村内 3	事務所管内 2	愛知県内 1	実績無 0
③防疫・防災等に関する協定等の締結	1	協定等締結中 1	左記以外 0		
④女性の活躍促進への取組の有無	0.5	あいち女性輝きカンパニーの認証又は女性活躍促進法に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし)有 0.5		左記以外 0	
⑤完全週休2日または週単位の週休2日の取組実績の有無(過去1年間) ※	2	完全週休2日 週単位の週休2日 有 2	無 0		
⑥週休2日の取組実績の有無(過去1年間) ※		週休2日 2件以上 2	週休2日 1件 1	無 0	
⑦愛知県休み方改革マスター企業認定取得の有無		有 0.5	無 0		
⑧ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0		

※⑤、⑥は発注工事と同業種のものとする。
※⑤、⑥、⑦の合計の最大点は2点とする。
※⑥の週休2日は「週休2日の質の向上」及び「月単位の週休2日」を評価する。

配点

別表3 (建築・地域型)

総合評価の型式	評価項目	加算点合計
簡易型	ア+イ+ウ+エ	31.5
特別簡易型	イ+ウ+エ	22.5

ア 技術提案 (9点)

評価項目	点	評価基準と配点
①簡易な施工計画	9	9点~0点

イ 企業の技術力 (8点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①企業評価対象工事の施工実績 (過去10年間)	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績無 0			
②工事成績 (過去5年間の各年度最上位成績の平均点) ※	2	点>86 2.0	86≧点>84 1.5	84≧点>82 1.0	82≧点>80 0.5	左記以外 0	※農業水産局及び農林基盤局発注工事で同業種のものとする。 実績の無い年度の工事成績は80点として計算する。
③優良工事表彰の実績 (過去5年間の農業水産局及び農林基盤局発注工事) ※	1	2件 1	1件 0.5	実績無 0			※優良工事表彰の実績は、③と④を合わせて2件までを評価の対象とする。 ※③、④の優良工事表彰の実績評価点の合計の最大点は1点とする。
④優良工事表彰の実績 (過去5年間の愛知県 (農業水産局及び農林基盤局発注工事を除く) 知事及び国の局長表彰以上) ※		2件 0.5	実績無 0				
⑤中長期的な担い手の確保実績 (過去2年間) ※	1	有 1	無 0			※若手技術者の雇用実績。正社員が30歳未満の若手技術者である場合に評価する。また、エ⑤についても重複評価を認める。	
⑥国家資格等の取得者の有無 (過去5年間) ※	1	有 1	無 0			※正規職員における国家資格等の取得の有無を評価する。	
⑦ISO9000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0				

ウ 配置予定技術者の能力 (5点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①技術者評価対象工事の施工実績 (過去10年間) ※ 監理技術者等又は現場代理人の実績	1	実績有 1	実績無 0				
②工事成績 (過去5年間の各年度最上位成績点の平均点) ※ 監理技術者等又は現場代理人の実績	2	点>86 2.0	86≧点>84 1.5	84≧点>82 1.0	82≧点>80 0.5	左記以外 0	※農業水産局及び農林基盤局発注工事で同業種のものとする。
③工事成績 (過去5年間の愛知県 (農業水産局及び農林基盤局を除く) 発注の同業種工事における最上位成績) 監理技術者等又は現場代理人の実績 ※		点>86 2.0	86≧点>84 1.5	83≧点>82 1.0	82≧点>80 0.5	左記以外 0	※②、③の工事成績評価点の合計の最大点は2点とする。
④CPD実績 (過去1年間)	2	1年間の推奨単位 を1年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分 を1年以内に取得 1	左記以外 0			

エ 地域精進度地域貢献度 (9.5点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①地域内での拠点の有無	2	同一市町村内 2	事務所管内 1	左記以外 0			
②地域内での企業評価対象工事の施工実績 (過去10年間) ※	2	同一市町村内 2	事務所管内 1	左記以外 0			※イ①で対象とした施工実績を施工場所によっても評価する。
③ボランティア活動の実績の有無 (土地改良施設等への協力、 企業の森づくり協定、海上の森との企業連携プロジェクト、 山地防災ヘルパー) ※ (過去1年度分)	1	愛知県内で実績有 1	愛知県内で実績無 0			※③、④のボランティア活動実績評価点の合計の最大点は1点とする。	
④ボランティア活動の実績の有無 (③以外) ※ (過去1年度分)		愛知県内で実績有 0.5	愛知県内で実績無 0				
⑤雇用実績 (過去2年間) ※	1	有 1	無 0			※正規社員 (採用時に30歳未満) の雇用実績	
⑥女性の活躍促進への取組の有無	0.5	女性の活躍促進宣言の実施 有 0.5		左記以外 0			
⑦ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0				
⑧完全週休2日または週単位の週休2日の取組実績の有無 (過去 1年間) ※	2	完全週休2日 週単位の週休2日 有 2	無 0			※⑧、⑨は発注工事と同業種のものとする。 ※⑧、⑨、⑩の合計の最大点は2点とする。 ※⑨の週休2日は「週休2日の質の向上」及び「月単位の週休2日」を評価する。	
⑨週休2日の取組実績の有無 (過去1年間) ※		週休2日 2件以上 2	週休2日 1件 1	無 0			
⑩愛知県休み方改革マイスター企業認定取得の有無		有 0.5	無 0				

配点

別表4（建築・広域型）

ア 技術提案（9点）

評価項目	点	評価基準と配点
①簡易な施工計画	9	9点～0点

総合評価の型式	評価項目	加算点合計
簡易型	ア+イ+ウ+エ	28.5
特別簡易型	イ+ウ+エ	19.5

イ 企業の技術力（6点）

評価項目	点	評価基準と配点		
①企業評価対象工事の施工実績（過去10年間）	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績無 0
②工事成績（過去5年間の各年度最上位成績の平均点） ※	2	点>86 2.0	86≧点>84 1.5	84≧点>82 1.0
③優良工事表彰の実績（過去5年間の農業水産局及び農林基盤局発注工事） ※	1	2件 1	1件 0.5	実績無 0
④優良工事表彰の実績（過去5年間の愛知県（農業水産局及び農林基盤局発注工事を除く）知事及び国の局長表彰以上） ※		2件 0.5	実績無 0	
⑤ISO9000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0	

82≧点>80
0.5 左記以外 0 ※農業水産局及び農林基盤局発注工事で同業種のものとする。実績の無い年度の工事成績は80点として計算する。

※優良工事表彰の実績は、③と④を合わせて2件までを評価の対象とする。
※③、④の優良工事表彰の実績評価点の合計の最大点は1点とする。

ウ 配置予定技術者の能力（6点）

評価項目	点	評価基準と配点		
①技術者評価対象工事の施工実績（過去10年間） ※ 監理技術者等又は現場代理人の実績	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績無 0
②工事成績（過去5年間の各年度最上位成績点の平均点） ※ 監理技術者等又は現場代理人の実績	2	点>86 2.0	86≧点>84 1.5	84≧点>82 1.0
③工事成績（過去5年間の愛知県（農業水産局及び農林基盤局を除く）発注の同業種工事における最上位成績） 監理技術者等又は現場代理人の実績 ※		点>86 2.0	86≧点>84 1.5	84≧点>82 1.0
④CPD実績（過去1年間）	2	1年間の推奨単位を1年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分を1年以内に取得 1	左記以外 0

82≧点>80
0.5 左記以外 0 ※農業水産局及び農林基盤局発注工事で同業種のものとする。

※②、③の工事成績評価点の合計の最大点は2点とする。

エ 地域精進度地域貢献度（7.5点）

評価項目	点	評価基準と配点		
①主たる営業所所在地	2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0
②愛知県内での企業評価対象工事の施工実績（過去10年間） ※	2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0
③女性の活躍促進への取組の有無	0.5	あいち女性輝きカンパニーの認証又は女性活躍促進法に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし）有 0.5		左記以外 0
④ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0	
⑤完全週休2日または週単位の週休2日の取組実績の有無（過去1年間） ※	2	完全週休2日 週単位の週休2日 有 2	無 0	
⑥週休2日の取組実績の有無（過去1年間） ※		週休2日 2件以上 2	週休2日 1件 1	無 0
⑦愛知県休み方改革マスター企業認定取得の有無		有 0.5	無 0	

※イ①で対象とした施工実績を施工場所によっても評価する。

※⑤、⑥は発注工事と同業種のものとする。
※⑤、⑥、⑦の合計の最大点は2点とする。
※⑥の週休2日は「週休2日の質の向上」及び「月単位の週休2日」を評価する。

配点

別表5 (鋼構造物・機械設備)

総合評価の型式	評価項目	加算点合計
簡易型	ア+イ+ウ+エ	37.5~42.5
特別簡易型	イ+ウ+エ	28.5~33.5

ア 技術提案 (9点)

評価項目	点	評価基準と配点
①簡易な施工計画	9	9点~0点

イ 企業の技術力 (11点)

評価項目	点	評価基準と配点					備考
		実績3件以上	実績2件	実績1件	実績無	0	
①企業評価対象工事の施工実績(過去10年間) ※	3	3	2	1	0		※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。
②工事成績(過去5年間の各年度最上位成績の平均点) ※	5	点>84 5	84≧点>83 4	83≧点>82 3	82≧点>81 2	81≧点>80 1	左記以外 0 ※農業水産局及び農林基盤局発注工事で同業種のものとする。実績の無い年度の工事成績は80点として計算する。
③優良工事表彰の実績(過去5年間の農業水産局及び農林基盤局発注工事) ※	2	2件	1件	実績無	0		※優良工事表彰の実績は、③と④を合わせて2件までを評価の対象とする。 ※③、④の優良工事表彰の実績評価点の合計の最大点は2点とする。
④優良工事表彰の実績(過去5年間の愛知県(農業水産局及び農林基盤局発注工事を除く)知事及び国の局長表彰以上) ※		2件	1件	0.5	実績無	0	
⑤ISO9000シリーズ取得の有無	1	有	1	無	0		

ウ 配置予定技術者の能力 (9点)

評価項目	点	評価基準と配点					備考
		実績2件以上	実績1件	実績無	0	0	
①技術者評価対象工事の施工実績(過去10年間) ※ 監理技術者等又は現場代理人の実績	2	2	1	0			※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績、民間除く
②工事成績(過去5年間の各年度最上位成績点の平均点) ※ 監理技術者等又は現場代理人の実績	5	点>84 5	84≧点>83 4	83≧点>82 3	82≧点>81 2	81≧点>80 1	左記以外 0 ※農業水産局及び農林基盤局発注工事で同業種のものとする。
③工事成績(過去5年間の愛知県(農業水産局及び農林基盤局を除く)発注の同業種工事における最上位成績) 監理技術者等又は現場代理人の実績 ※		点≧84点 2.0	83点 1.5	82点 1.0	81点 0.5	左記以外 0	※②、③の工事成績評価点の合計の最大点は5点とする。
④CPD実績(過去2年間)	2	1年間の推奨単位を1年以内に取得	2	1年間の推奨単位を2年以内に取得	1	左記以外	0

エ 地域精通度地域貢献度 (8.5~13.5点)

評価項目	点	評価基準と配点					備考	
		事務所管内	愛知県内	左記以外	0	0		
①主たる営業所所在地	2	2	1	0				
②愛知県内での公共工事施工実績(過去10年間) ※	3	3	2	1	0	実績無	※発注工事で同業種のものとする。	
[選択項目: 機械設備のうち排水ポンプを含む工事] ※ ③緊急時の排水ポンプ設備のメンテナンスに係る協定等締結及びメンテナンス実績の有無(過去10年間) ※	5	協定等を締結している、その協定等に基づくメンテナンス実績有	5	緊急時のメンテナンスについて協定等有	3	協定等はないが緊急時のメンテナンス実績有	2	※機械設備のうち排水ポンプを含む工事とは、主ポンプ、減速機、原動機、自家発電機、電気盤等の製作・据付工事(オーバーホール工事含む)とする。 ※愛知県内の農業用排水機場を管理する団体等(地方公共団体及び土地改良区)締結した協定等を対象とする。
④女性の活躍促進への取組の有無	0.5	あいち女性輝きカンパニーの認証又は女性活躍促進法に基づく認定(えるほし・プラチナえるほし)有			0.5	左記以外	0	
⑤完全週休2日または週単位の週休2日の取組実績の有無(過去1年間) ※	2	完全週休2日 週単位の週休2日有	2	無	0		※⑤、⑥は発注工事で同業種のものとする。 ※⑤、⑥、⑦の合計の最大点は2点とする。 ※⑥の週休2日は「週休2日の質の向上」及び「月単位の週休2日」を評価する。	
⑥週休2日の取組実績の有無(過去1年間) ※		週休2日 2件以上	2	週休2日 1件	1	無		0
⑦愛知県休み方改革マスター企業認定取得の有無		有	0.5	無	0			
⑧ISO14000シリーズ取得の有無	1	有	1	無	0			

